

第6回

東大和市社会教育委員会議 会議録

令和3年10月19日（火）

令和3年度第6回東大和市社会教育委員会議のまとめ

- 1 日 時： 令和3年10月19日（火）午前10時～午前11時50分
- 2 場 所： 市役所会議棟第7・8会議室
- 3 出席委員： 荒川進、大月孝彦、外池武嗣、森脇千春、村山和子、立川裕、
杉本誠一、柳澤明（8人）
欠席委員： 中島孝（1人）
- 4 事務局： 小俣社会教育部長、高田社会教育課長、浴中央図書館長、富田中央公民館
事業係長、西田生涯学習係長、関口主事（6人）
- 5 議 題： （1）令和2年度社会教育部関係決算報告について
（2）研究テーマについて
（3）その他
- 6 公開・非公開： 公開
- 7 傍聴者数： なし

○荒川議長 おはようございます。ただいまより、令和3年度第6回東大和市社会教育委員会議を開催いたします。議題に入る前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。事務局よりお願いします。

○関口主事 それでは、資料の確認をさせていただきます。まず、本日の会議の「次第」でございます。会議資料としましては、荒川議長と大月副議長と柳澤委員からの資料と、資料1「令和3年度第6回東大和市社会教育委員会社会教育部決算説明資料」を配布しております。その他、配布資料として、「社教情報第85号」「戦災建造物東大和市指定文化財旧日立航空機株式会社変電所リーフレット」を配布しております。以上です。

○荒川議長 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、感染症対策の徹底と会議時間の短縮にご協力をお願いします。

議題（1）「令和2年度社会教育部関係決算報告について」

○荒川議長 それでは、次第に沿って進めます。議題（1）「令和2年度社会教育部関係決算報告について」を議題といたします。よろしく申し上げます。本日は、社会教育部の部課長が出席しておりますので、説明をお願いします。

○小俣社会教育部長 令和2年度決算の説明に先立ちまして、少しご紹介させていただきたいと思えます。机上に配布いたしました「戦災建造物東大和市指定文化財旧日立航空機株式会社変電所リーフレット」をご覧ください。本日の令和2年度決算でもご説明させていただきますとおり、旧日立航空機株式会社変電所につきましては、2か年にわたって、保存・改修工事を行いました。令和3年4月に工事完了となり、一般公開を行うこととなりました。これまで、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出に伴い、公開を見送っていましたが、ようやく明日の令和3年10月20日から、一般公開を開始いたします。今後は、毎週水曜と日曜の週2日の公開を行います。常駐の解説員も2人配置しましたので、詳しい解説もお聞きいただくことができます。一般公開に先立ちましては、10月13日と17日に、ふるさと納税を頂いた方に対しまして、内覧会を実施し、市内外から多くの方が来訪されました。保存・改修工事の詳細につきましては、課長から後ほど説明いたしますが、今までご覧いただけなかった2階部分もご覧いただけるようになり、見どころの多いものとなりました。社会教育委員の皆様にも、ぜひ一度足を運んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、令和2年度東大和市一般会計歳入歳出決算のうち、社会教育部関係の決算についてご報告させていただきます。令和2年度の決算につきましては、令和3年9月14日と15日の2日間にわたって開催された決算特別委員会で審議され、17日の市議会最終日に決算の認定が行われました。私からは、社会教育部全体の概要を説明させていただき、各課の事業につきましては、各課長から説明いたします。なお、資料の1ページは、各課における令和2年度決算の主な内容をまとめたものであります。後ほど、各課の説明の際にご覧いただきますので、2ページの社会教育部歳入決算総括表をご覧ください。

市全体の歳入のうち、一般会計の歳入決算額は44,297,968,489円でした。そのうち、社会教育関係の歳入総額は3,323,861円でしたので、全体に占める割合は0.01%であります。平成31年度は13,329,363円でしたので、75.1%の減となっております。主な理由であります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、事業やイベントを中止とし、歳入として予定していた補助金・助成金を使えなかったことや、中央公民館で行ったホール天井改修工事に伴う国庫補助金の約283万円が皆減となったこと等であります。次に、歳出について説明いたします。3ページの社会教育部関係歳出決算総括表をご覧ください。市全体の中における一般会計の歳出総額は42,305,195,663円でした。そのうち、社会教育

部関係の歳出総額は 522,023,175 円でしたので、全体に占める割合は、1.23%であります。平成31年度は 415,880,759 円でしたので、25.5%の増となっています。主な理由であります、旧日立航空機株式会社変電所の保存・改修工事に約 10,064 万円を要したことや、中央図書館外壁等改修工事に約 6,622 万円かかったことであります。

私からの説明は以上とし、各課の詳細につきましては、社会教育課長、中央公民館事業係長、中央図書館長の順で説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

○高田社会教育課長 私からは、社会教育部所管事務のうち、社会教育課に係る部分につきまして、説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。令和2年度における特徴的な事業であります。はじめに、社会教育課生涯学習系の事業のうち、①「第16回平和市民のつどい (YouTube版)」につきまして、決算額は 495,000 円であります。平和市民のつどいにつきましては、毎年、都立東大和南公園の旧日立航空機株式会社変電所前の平和広場で行ってきたところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、現地での開催を行わず、動画を配信し、視聴することにより事業に参加していただくという方法により実施したものであります。次に、②「市民体育館 (第二体育室) 柔道畳の取替え」につきまして、決算額は 1,390,620 円であります。市民体育館の地下にあります第2体育室の柔道畳につきましては、昭和63年の市民体育館の開館時から使用していたものであり、劣化も進んでおりましたことから、利用者の皆様に安心して施設をご利用いただくことができるよう、取替えを行ったものであります。次に、③「上仲原公園テニスコート照明設備改修工事」につきまして、決算額は 7,810,000 円あります。本件につきましては、上仲原公園テニスコートにある照明設備8基のうち4基について、点灯しない箇所が多く照度が足りなくなったことから、改修を行ったものであります。次に、④「市民体育館の臨時休館等に伴う補償」につきまして、決算額は 17,961,721 円あります。こちらは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、市民体育館等の利用を中止したことに伴う、いわゆる営業補償であります。本来、休業しなかったとしたならば見込まれたであろう利用料金等の収入を指定管理者に補償したものであります。次に、郷土博物館の事業のうち、⑤「旧日立航空機株式会社変電所保存・改修工事監理委託」につきまして、決算額は 3,940,000 円あります。また、⑥「旧日立航空機株式会社変電所保存・改修工事」につきまして、決算額は 96,700,000 円あります。本件は、令和2年度及び令和3年度の2か年にわたって行った旧日立航空機株式会社変電所の保存・改修工事に係る経費のうち、初年度の経費でありまして、主に、屋上防水、躯体補修、内部新設階段、電気設備の更新などを行いました。

次に、2ページをご覧ください。歳入決算総括表であります。主だった項目について説明させていただきます。はじめに、社会教育課 (社会教育・博物館関係) の項の「スポーツ振興等事業費補助金 (市民文化祭)」についてであります。当該補助金は、いわゆるオリンピック・パラリンピックの開催を契機として、スポーツ振興や地域の活性化を図るための補助金であります。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、多くの事業が中止を余儀なくされ、市民文化祭も同様に中止になったところですが、チラシ・ポスターの印刷やハミングホールの利用料金 (キャンセル料) など、準備に要した費用について補助金を受け入れたものであります。なお、補助率は2分の1であります。続きまして、社会教育課 (体育関係) の項をご覧ください。「スポーツ振興等事業費補助金 (ボッチャ大会他)」についてであります。当該補助金は、市民文化祭に係る補助金と同様に、オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、スポーツ振興や地域の活性化を図るための補助金であります。多摩湖駅伝大会、ふれあい市民運動会、市民体育大会などといった各種スポーツ大会が軒並み中止となったことを受け、令和2年度の決算額は、平成31年度の 2,698,000 円と比較して大きく減少いたしました。

次に、3 ページの歳出決算総括表をご覧ください。歳出につきましても、歳入と同様、主だった項目について説明させていただきます。社会教育課（社会教育・博物館関係）の項をご覧ください。「成人式事業費」につきましては、予算残額が 701,970 円、執行率は 42.0%となりましたが、不用額の主な理由は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を受けて、急きょ成人式を中止したことにより、当初見込んだ会場設営委託料や交通整理・警備委託料に未執行が生じたことによるものであります。続きまして、「文化財保護・保存事業費」をご覧ください。当該事業の決算額は 105,131,001 円、執行率は 91.1%となりましたが、先ほど特徴的な事業として説明いたしました「旧日立航空機株式会社変電所保存・改修工事監理委託」3,940,000 円と、「旧日立航空機株式会社変電所保存・改修工事」96,700,000 円を含むものであります。次に、社会教育課（体育関係）の項をご覧ください。はじめに、「スポーツ推進委員活動費」であります。決算額は 1,744,333 円で、不用額の主な理由は、スポーツ推進委員の報酬の残金であります。次に、「スポーツ振興事業費」につきましては、例年と比較して予算規模が縮小しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、多摩湖駅伝大会、ふれあい市民運動会、市民体育大会等を中止したことによるものであります。続きまして、「体育施設運営費」につきましては、決算額は 102,236,880 円です。当該事業費は、指定管理者に対する委託料のほか、特徴的な事業でも触れさせていただきましたが、「市民体育館（第二体育室）柔道畳の取替え」や「上仲原公園テニスコート照明設備改修工事」を行いました。最後となりますが、社会教育課（体育関係）の項の「新型コロナウイルス感染症対策事業費」は、冒頭、特徴的な事業のところで説明しました体育施設等の指定管理者に対する補償費で、本来、休業しなければ指定管理者が収入できたであろうと見込まれた利用料金を、いわゆる営業補償というかたちで支出したものであります。

資料の 4 ページと 5 ページにつきましては、歳出の総括で説明しました内容を、より詳細に説明した資料であります。なお、4 ページ以降の表の右側にございます○で囲んだアラビア数字は、先に説明しました 1 ページの特徴的な事業における数字と一致しております。

以上、簡単ではございますが、社会教育部所管事務のうち、社会教育課に係る部分につきまして、ご説明させていただきました。私からの説明は以上でございます。

○富田中央公民館事業係長 中央公民館事業係長の富田と申します。よろしくお願いたします。それでは、資料の 1 ページをご覧ください。令和 2 年度における中央公民館の特徴的な事業についてご説明させていただきます。特徴的な事業としましては、⑦「狭山公民館外壁改修及び屋上防水等工事」と⑧「中央公民館高圧受電用区分開閉器取替工事」であります。⑦「狭山公民館外壁改修及び屋上防水等工事」につきましては、決算額は 21,230,000 円であります。経年劣化により、建物外壁のひび割れやコンクリートの剥離、屋上面のひび割れや損傷が生じていることから、これを改善するための工事として実施いたしました。⑧「中央公民館高圧受電用区分開閉器取替工事」につきましては、決算額は 990,000 円あります。中央公民館の敷地内に設置されております高圧受電用区分開閉器が、設置後 21 年となっており、機器の更新推奨年数である 10 年を大きく経過していることから、これを更新するための工事として実施いたしました。いずれの工事につきましても、そのままの状態では公民館の利用者及び近隣の住民の方に大きく影響を及ぼす恐れがありましたことから、実施したところであります。

資料の 2 ページの歳入決算総括表のうち、中央公民館に係る歳入をご覧ください。歳入予算現額の合計 966,000 円に対しまして、決算額は 588,474 円でございます。どの歳入項目も軒並み予算現額を下回っている状況でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う公民館の臨時閉館や、利用団体の活動自粛による利用の減少が主な要因であると考えております。歳入の内訳は記載のとおりとなっております。資料の 3 ページの歳出決算総括表のうち、中央公民館に係る歳出をご覧ください。

い。歳出予算現額の合計 82,540,000 円に対しまして、決算額は 65,325,744 円となり、執行率は 79.1% となりました。各館事業費の内訳は記載のとおりでございます。資料の 6 ページの中央公民館関係歳出事業費別内訳をご覧ください。こちらは公民館各館の事業費の内訳でございます。特徴としましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止した講座等の講師謝礼等の報償費が未執行となったことや、臨時休館や夜間の利用自粛による光熱水費の減少に伴う不用額が多く発生していることが挙げられます。以上、簡単ではございますが、社会教育部所管事務のうち、公民館事業に係る部分について説明させていただきました。私からの説明は以上でございます。

○浴中央図書館長 中央図書館長の浴と申します。よろしくお願いたします。令和 2 年度における中央図書館の特徴的な事業について説明いたします。それでは、資料の 1 ページをご覧ください。中央図書館の特徴的な事業としましては、⑨以降に記載しております。まず、⑨中央図書館外壁等改修工事ですが、決算額は 66,220,000 円であります。中央図書館の外壁のタイルについて、地震発生時に剥落して人的な被害を与える可能性があったことや、亀裂による雨漏りの恐れがあったことから、改修工事を行いました。次に、⑩消耗品費（飛沫感染防止用）ですが、決算額は 681,670 円であります。新型コロナウイルス感染症対策事業として、3 つの図書館全てにおいて、カウンター周りのビニールシートや利用者用閲覧機のアクリル板、職員や利用者が使用するパソコンのキーボードカバーを設置いたしました。⑪図書除菌機購入費につきましても、新型コロナウイルス感染症対策事業として図書除菌機を購入したものでありまして、決算額は 3,927,000 円です。利用者がセルフで取り扱える図書除菌機を 3 館に各 1 台ずつ設置しました。特徴的な事業につきましては、以上でございます。続きまして、2 ページの歳入決算総括表のうち、中央公民館に関する歳入をご覧ください。1 つ目は、地区館をあわせた 3 館の電子複写機使用料の合計で、61,300 円となりました。こちらは、定例のものであります。次の資料弁償金につきましても、定例のもので、図書館の資料を破損又は紛失してしまった場合には、現物又は購入現金でお返しいただくことになっており、その内、現金で弁償いただいた分の金額であります。こちらは、18 件で 19,739 円となりました。続きまして、3 ページの歳出決算総括表のうち、中央公民館に関する歳出をご覧ください。予算現額は 208,878,000 円、決算額は 185,637,467 円であり、執行率は 88.9% であります。資料の 7 ページの中央図書館関係歳出事業費別内訳をご覧ください。不用額の多いものとしましては、中央図書館管理費のうち、会計年度任用職員の報酬や社会保険料、費用弁償についてであります。こちらは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う休館等により、勤務日が減少したことによるものがあります。また、管理関連維持費の不用額が多い理由であります。1 点目は、光熱水費の減少であります。細かい記載はしておりませんが、予算現額 6,118,000 円に対しまして、決算額は 4,219,232 円、執行率は 69.0% となりました。こちら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う休館によるものであります。2 点目は、工事請負費につきまして、決算額 86,924,000 円に対しまして、決算額は 69,306,600 円、執行率は 79.7% となりました。こちらは、外壁等改修工事の契約差金によるものであります。その他、桜が丘図書館事業費、清原図書館事業費については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う休館等により、会計年度任用職員関連の支出が減少した点などがございます。以上、図書館事業の説明は以上でございます。

○小俣社会教育部長 ただいま、各課長より、各課の決算について説明させていただきました。なお、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた年でありました。社会教育部は、イベントや講座などの事業が多いことから、その影響は非常に大きいものでありました。そのことが決算にも表れています。今後も、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が解除されたからといって、すぐに日常が戻ってくるということにはなりません。少しでも事業を実施・再開していけるよう、社会

教育部の職員とともに進めてまいりたいと考えております。令和2年度の決算説明については、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○荒川議長 ありがとうございます。委員の皆様からご質問等ありますでしょうか。まず、私から質問をさせていただきます。資料の1ページの④市民体育館の臨時休館等に伴う補償については、指定管理者への営業補償ということでした。3ページの社会教育課（体育関係）の歳出のうち、新型コロナウイルス感染症対策事業費についても、金額が一致しており、同じ内容であると理解しています。この決算額の内訳については、市民体育館の利用料相当額の全額に当たるのでしょうか。

○高田社会教育課長 ご質問いただきましたのは、社会教育課（体育関係）の決算のうち、新型コロナウイルス感染症対策事業費の決算額 17,961,721 円の内訳についてであります。指定管理者は、体育施設の場合、5年間の期間で仕事を請け負っていただいております。契約期間中の委託料については、指定管理者において、年度ごとの予算が算出されています。その指定管理委託料と体育施設の利用料の収入を合わせて、体育施設を運営することができるという仕組みになっています。本来、開館していれば見込まれる利用料について、休館により収入できないため、市が補償したものであります。この補償の決算額の内訳であります、約 1,700 万円のうち、約 600 万円は市民プールの休場に伴うものであります。市民プールは、例年は夏の間のみ営業しており、通常営業した場合、約 600 万円の利用料の収入が見込まれるものであります。プールは営業しないとしても、今後使うために、水の入替えやポンプの手入れ等のメンテナンスも必要になるものであり、どうしてもかかる経費があります。よって、市が営業補償することによって、指定管理者は維持管理等の運営ができるということになります。また、補償の残りの約 1,100 万円の内訳につきましては、市民体育館だけでなく、上仲原公園の野球場やテニスコート、桜が丘市民広場などの屋外体育施設の利用制限に伴う営業補償であります。それから、指定管理者において、自主事業として、教室や講座を開催して参加料を収入するといった事業もしていますが、この部分についても補償対象としています。回答は以上です。

○荒川議長 予定していた利用者からの収入を補償するというのでしょうか。

○高田社会教育課長 補償額は、過去3年間の利用者数の平均を取って算出しています。体育施設の利用料の収入については、その全額が指定管理者の収入とすることとしていますが、市の決定による休館等により、その収入が得られなかった部分について、市が補償したものであります。

○荒川議長 民間事業者に比べて手厚い対応であるという印象を持ちました。

○高田社会教育課長 民間事業者が減収した場合には、持続化給付金等の補償制度を利用されるのかと思いますが、指定管理者においては、市と事業者との契約時に基本協定を締結しており、その中で、起こりうるリスクについて、指定管理者の責によらないところで減収した場合には、合理的な範囲内で市が補償することとしています。

○荒川議長 市民会館は、どのようにされているのでしょうか。

○高田社会教育課長 市民会館は、社会教育部ではなく市民部地域振興課の所管になりますので、補償額や計算方法等の詳細まではわかりませんが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う休館等の営業補償は同様に行っています。

○荒川議長 ありがとうございます。他に質問等がありますでしょうか。

○大月副議長 資料の2ページの歳入決算額総括表と3ページの歳出決算総括表についてであります、歳入決算額 3,323,861 円に対して、歳出決算額 522,023,175 円となっています。収支の金額が一致しませんが、歳出の財源に当たる部分は、歳入の表には記載されていないのでしょうか。資料として、収支の比較ができる形になっていないため、財源、支出、残金がそれぞれいくらなのかといったかたちで見

ることができません。

○小俣社会教育部長 資料の2ページの歳入決算総括表をご覧ください。歳入されるであろうと見込んでいた金額を予算現額と記載しており、実際に歳入した金額を決算額と記載しています。3ページの歳出決算総括表においても、歳出されるであろうと見込んでいた金額を予算現額と記載しており、実際に歳出した金額を決算額と記載しています。資料の見方としては、このとおりであります。そして、歳入決算額と歳出決算額の間には、当然にして一致しておりません。歳出分の収益を歳入できるような事業ができれば良いのかもしれませんが、社会教育部としましては、収益を上げるために社会教育を推進することとしておりませんので、歳出の財源としては、市税や補助金、地方交付税といった市全体の歳入の中から、各事業に振り分けられるという仕組みになっています。利益重視の事業を行っている部署ではありませんので、収支はアンバランスにはなりますが、市全体の歳入の中でカバーしてもらっているという考え方でご理解いただければと思います。

○大月副議長 考え方は理解しましたが、歳入決算総括表の中に「その他」等の項目を設けて、財源を記載した収支表としなければ、資料としての収支のバランスが取れないと思います。

○小俣社会教育部長 収支表につきましては、「令和2年度一般会計歳入歳出決算書」が発行されており、市全体としてまとめられています。市として受けた歳入が、それぞれの事業の歳出に充てられているのかという細かな紐づけは簡単には解説できないため、社会教育部のみを切り取って収支表にするということは、先ほど申し上げたような理由から難しいものであります。よりわかりやすい資料作成と説明ができるよう工夫してまいりたいと思います。

○荒川議長 他に質問等がありますでしょうか。特に無いようですので、これで説明を終了したいと思います。お忙しい中、説明いただきましてありがとうございます。社会教育部長、中央図書館長、中央公民館事業係長には、ご退席いただきます。

○小俣社会教育部長 本日はありがとうございました。

～社会教育部長、中央図書館長、中央公民館事業係長が退室～

○荒川議長 高田社会教育課長におかれましても、難しい内容でしたが、ご説明いただきありがとうございました。令和2年度は直前で中止となった成人式につきましても、交通整理・警備委託料などは、契約金額の全額を支払いされていないということでしょうか。

○高田社会教育課長 そのとおりです。委託契約に基づき、取消時期に応じた金額が設定されており、その金額を支出しました。

○荒川議長 契約締結の段階からしっかり規定されていると理解できましたが、指定管理委託料については、外的リスクにも対応されており、やはり事業者が目線を向けた契約のように思えます。

○高田社会教育課長 市が直営で市民体育館を管理していた場合には、外的リスクによる損失については、市が直接負うことになるため、同等の支出が発生したものと考えられます。その点では、今回、指定管理者が負った損失を市が補償しても、結果として、市の負担に変わりはないとすることができると考えております。

○荒川議長 企業努力の低下による減収ではなく、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という防ぎようのないものによる減収であるということから、営業補償をしたものであると認識しました。

○大月副議長 政府や東京都からの補助金等は受けられないのでしょうか。先ほどの決算説明では、市民体育館の臨時休館等に伴う補償は約1,700万円とのことでしたが、全額を市の自主財源のみから支出したのでしょうか。

○高田社会教育課長 約1,700万円のうち、約1,400万円は「市町村新型コロナウイルス感染症緊急特

別対策給付金」という東京都からの給付金を充てているものであります。ただし、この給付金については、社会教育課ではなく市として歳入したものであるため、本日の決算説明では触れておりませんでした。この給付金を充当して差し引きますと、市の一般財源、いわゆる自主財源については、約 300 万円であったということになります。

○大月副議長 先ほどの説明のみでは、市の一般財源から約 1,700 万円を支出したものと理解していたため、驚いていました。この給付金に関する説明は必要なものであると思います。今後は、資料に表れないとしても、財源の説明も取り入れていただきたいと思います。

○高田社会教育課長 市全体として受け入れた補助金等を、どのように各事業へ振り分けるかについては、その時の状況に応じて財政課が配分するものでありますので、今後も継続的にあるものではありませんが、委員の皆様にとってわかりやすい説明を工夫していきたいと思います。

○森脇委員 市民体育館の指定管理委託料について、管理運営に必要な費用を支払っていることと思いますが、畳の取替えやテニスコートの照明の修繕等に費用が別途かかっているというのは、どういう理由なのでしょう。

○高田社会教育課長 その点につきましても、契約締結時に規定しています。緊急性が高く、かつ金額が 50 万円未満のものについては、指定管理者によって対応いただくこととし、そのための対応費用も委託料に含めています。例えば、水漏れの修理といった対応が、これに当たります。一方で、畳の取替えやテニスコートの照明の修繕等につきましても、前述の基準を越えて、多額の費用が掛かることから、市で修繕を行い、費用を支出しているということでもあります。

○西田生涯学習係長 指定管理委託を導入していても、市が所有する施設であることには変わりがないため、修繕は市が行うという理解であります。

○森脇委員 それでは、委託料に含まれている内容としては、主に人件費ということでしょうか。

○高田社会教育課長 市民体育館の運営に係る人件費とランニングコストです。

○荒川議長 契約内容によって、委託料の範囲も決まっているということだと思います。例えば、施設内の机の購入や蛍光灯の取替えについて、指定管理者と市のどちらが対応するかということも、全て契約に記載されているということです。

○高田社会教育課長 特に、施設の老朽化に係る修繕のための費用については、指定管理者の責によらないものであるため、市が対応するのが当然だという考え方があります。

○荒川議長 新しいトレーニングマシンを導入するといったことは、指定管理者の対応になるということでしょうか。

○高田社会教育課長 その場合は、指定管理者の対応になります。新しいトレーニングマシンを導入すれば、利用者も増えるといったことに繋がるからです。

○西田生涯学習係長 電球についても、LED に変えることで光熱費を削減できるといったことから、指定管理者から取り替えたいという話があり、取り替えたこともありました。

○荒川議長 契約内容は細密に定められているということがわかりました。ありがとうございました。それでは、議題（1）については、ここまでにしたいと思います。

議題（2）「研究テーマについて」

○荒川議長 それでは、議題（2）「研究テーマについて」を議題といたします。よろしくお願ひします。本日も新しい原稿が提出されています。柳澤委員の資料から説明していただきたいと思います。

○柳澤委員 昨日午前の起草委員会において、青少年課長から放課後子ども教室事業について講話いた

だきましたので、午後にまとめ資料を作成しました。まず、この2年間においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から事業を実施していないということから、いずれのデータも平成31年度のものが最新ということでありました。まず、学童保育の入所率は全校児童の15.2%ということで、共働きの両親が預けている保育所等の入所率と比較すると、待機児童が多いのではないかと推察されました。具体的に、どのくらいの待機児童がいると認識されているのかについてまでは、質問することはできませんでした。それから、学童保育と放課後子ども教室の一体型事業の説明がありました。通常、放課後子ども教室は校内の教室を借りて実施していますが、学童保育は別の建屋に設置されています。学校から離れた場所に設置されている所もあります。一体型となる場合は、学童保育を学校の隣接地に設置し、同一小学校内において、学童保育と放課後子ども教室の児童を集めて、文化芸術活動に取り組む機会を提供するということでした。課題としましては、1つ目に、ボランティアスタッフの平成31年度の登録者数が181人となっており、登録児童数の約2,200人に対して少ないのではないかという話が挙がりました。学校によって、活動日が週1～5日と幅があることも、スタッフ体制によるものであると推察されます。児童にできるだけ多くの文化芸術活動に触れる機会を提供するという視点では、先日の市報でも募集をされていたようですが、スタッフの確保という課題があるのではないかと考えました。課題の2つ目としては、一体型事業において、学童保育の事業者の有給の従業員と、放課後子ども教室事業のボランティアスタッフが、報酬や責任の点で、どのように整理していくのかという課題があると思います。それから、昨日の研修内において、放課後子ども教室と学校との連携が少なく運営に苦勞することがあるという現場の声の話も挙がっていましたが、放課後に実施される事業ということもあり、学校にその対応や情報提供を求めるのは難しいのではないかと思うので、今回の提言には記載しないこととしました。

○森脇委員 今の話にありました学校との連携についてであります。子どもにおいては、学校で行われることであり、学校と放課後子ども教室の違いは理解できていないと思います。また、保護者においても同様であると思います。そのような中、放課後子ども教室において子どもが怪我をした際に、学校で起きた怪我を学校側が知らないということで、良い印象を持たれなかったことがありました。こうしたことから、放課後子ども教室の活動報告や連絡事項のやりとりという程度の連携はあっても良いのではないかと思います。

○荒川議長 確かに、学校との連携というのは、非常に難しい問題だと思います。特に、一体型が導入された後には、学校と学童保育と放課後子ども教室という三者の関わりになると想定されるので、簡単ではない課題であると思います。しかしながら、怪我の話にあったように、校内で起こった事故に、学校の保健の先生が善意で初期対応してくれることはあるかもしれませんが、救急車を呼んだりするなどの対応については、放課後子ども教室の場合はボランティアスタッフということになります。ボランティアでは責任を負えないという話になれば、青少年課が対応することになると思いますが、現場に常駐しているわけではありませんので対応が遅れる可能性があるということになります。ここには大きな問題があると言えます。また、放課後子ども教室は、事業としては非常に評価できるもので、シニアが活躍できるボランティアの場があり、シニアの生きがいづくりの効果もあるものです。一方で、学校教育としてのシニア活用の事例ではありませんので、学校教育におけるシニア活用の課題は残ります。学校教育においても、シニアに活動の場を与え、シニアの生きがいを生み出すような取組を考えていただきたいということは、提言に記載すべきであると思います。「IMO-ZO」の活動に見られるように、校長を筆頭に学校が地域と連携して取り組む事例が増えることを期待したいですし、第九小学校での取組についても、提言の中で十分に触れたいと思います。提言にまとめるには非常に難しいところはありますが、

重要な領域であると思います。

○森脇委員 青少対の活動は、校長を含めた会議を行っていると思いますが、放課後子ども教室は、なぜ校長が参加されていないのかという疑問もあります。

○大月副議長 青少対活動も、デイキャンプや夏祭りなど、学校構内で行われています。

○立川委員 令和3年度は青少対活動も実施できていないため、私も校長として会議に参加したことがなく、放課後子ども教室事業についても、小学校で行われている事業であるため、参考になる話があまりできません。青少対活動というものは、中学校区にある小学校・中学校・高校が連携して地域の子どもを育てようというねらいで実施されているもので、歴史的にも長く、学校の管理職やPTAなども会議に参加して活動しています。

○荒川議長 学校長は会議には参加されていますが、あくまでも学校教育外の活動ですので、メインで青少対活動を推進するわけではありません。PTAも同様です。

○柳澤委員 この研究テーマを提言にまとめる際に気を付けなければならないのは、シニアの活用という表題とかけ離れてしまうことがないようにすることです。今回の放課後子ども教室事業についても、その点において、どのようにまとめればよいか大変苦慮しています。

○森脇委員 シニアの活用場として放課後子ども教室を推進するには、運営体制の整備が必要であると感じています。真夏の校庭で子どもたちが遊ぶ時に、シニアのボランティアの方々が屋外で見守りをするのは危険です。休み時間のように短時間ではなく、長時間に及ぶ中で、一緒にサッカーや鬼ごっこをするというのは、私でも難しいことでした。

○大月副議長 私の知人も、放課後子ども教室のスタッフをしていましたが、文化芸術活動や勉強だけでなく、子どもと一緒にサッカーをするのが体力的に厳しいということを理由に辞めてしまったと話していました。定年後も仕事をするシニアの方が増えている中で、70代以降に退職し、地域活動に参加しようというシニアの方々に対して、そうした活動が求められるのは厳しいと思います。

○杉本委員 学童保育は、委託事業者が雇用している従業員が責任を持って対応されているのに対し、放課後子ども教室は、ボランティアスタッフに頼っていて、報酬についても、児童の生命を預かる責任に対して少額だという話がありました。シニア世代からすれば、簡単な気持ちで参加することができるものではないと思います。一方で、夏の間プールの授業については、補助指導員というボランティアを市報等で公募しています。学校の先生がきちんといらっしゃるので、先生の補助という形でお手伝いができます。ボランティアには知識や経験がある方が集まっており、少額の報酬は頂くことができます。過去には私も参加させていただきましたが、子どもたちに泳ぎ方を教える時間は非常に有意義でやりがいを感じました。万が一、水の事故が起きた場合にも、補助指導員ではなく、学校の先生が責任を持って対応されます。その点では、放課後子ども教室の運営体制や、報酬と責任のバランスについては、わかりやすい表現で提言に明記してほしいと思います。

○大月副議長 ボランティアにも有償と無償があることも、併せて説明されると良いと思います。

○荒川議長 今回は、シニアの活用に関して、学校教育と社会教育との連携についてまとめていただくものですので、放課後子ども教室事業においてシニアが活躍するためには、人員体制や運営方法の見直しが必要であるように感じるといった表現で触れられると良いと思います。一方で、コミュニティスクールについては、学校教育が実際に取り組むもので、地域のシニアとのつながりをつくるものですから、今回の提言にはこちらの内容を多くまとめて記載すると良いと思います。第九小学校では、年間カレンダーまで作成して地域の力を活用しようと熱心に取り組まれています。こうした良い取組について十分に触れ、他校のモデルになるよう知らせていきたいと思います。他に何かありますでしょうか。それで

は、大月副議長から配布された資料について説明していただきたいと思います。

○大月副議長 まず、東大和市社会福祉協議会から取り寄せたふれあいなごやかサロンの資料について説明します。これは、市内のサロン活動に参加された方の延べ人数の資料です。平成30年度の参加者数は15,002人、平成31年度は14,265人であったのに対し、令和2年度は3,598人となっています。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によるものでありますが、令和3年度上半期においては、更に減少していると予想しています。この数字について研究・議論しようというのではなく、これだけのシニアの方が活動の場所を奪われたということを表現して、提言の話の流れを作っていきたいと考えています。それでは、私が作成した原稿資料について説明したいと思います。私の担当は、「地域活動などの充実」という表題についてであります。

まず、背景と課題ということで、前提を記載したいと思います。

団塊の世代が70歳以上となった今日、高齢化社会が限りなく続くことから目をそらすことはできない。年代別人口構成も逆ピラミッドとなり、老々介護の時代が来ている昨今です。「制度で支えられている高齢者」とは言え、十分な制度と言えるだろうか。高齢者の一人暮らしは無論のこと、老夫婦の二人暮らし、核家族化した中で、何とかなるだろうと思いがちな老後の生活費は本当に大丈夫なのか。要介護を考慮すれば、何よりも重視しなければならないのが健康寿命を延ばすこと。その為に何が必要なのかを見つけ活動することではないだろうか。すなわち、「高齢者が安心かつ生き生きと暮らせる為に何ができるか？」を施策実現すること。

次に、(1) 東大和市における現状と問題点の原稿です。

①安心して暮らすために必要なことは何か

- ・社会福祉協議会の事業やサービスのシステムを知る…高齢者自身が、そして周りの人が現状のシステムを知り、システムを利用する方向づけが足りない

②生活不安を取り除き、日常の生活をポジティブに生きるためのサポート

- ・引きこもり防止、人と会う、話す（理解してくれる人との出会いが大切）
- ・健康と老後の資金&生活設計を知る

③健康寿命を延ばす行動の周知と奮起を促す

- ・運動と栄養
- ・ロコモ予防…寝たきりにならない為に何ができるのか

④高齢者虐待の現状を把握し、どのようにして防ぐのか

- ・見守りボックスや地域の目

次に、(2) 東大和市における対応の原稿です。

少子高齢化に伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。また、生活困窮やいわゆる8050問題（80代の高齢の親が50代の中高年のひきこもりの子供を支えているという社会問題）など、高齢者や障害者などの生活課題が多様化、深刻化しつつある中で、介護保険での訪問介護事業及び居宅介護支援事業、障害者総合支援法に基づく居宅介護事業や障害福祉サービスの円滑な利用を支援する生活支援サービス等の事業を継続し、多様化した福祉のニーズに対応しながら、誰もが地域の中で安心して生活できるよう福祉サービスの向上を図っている。

①福祉サービス、②介護サポート、③「ボランティア活動」推進事業、④「健康づくり」の推進、

⑤交流の場・居場所づくり

次に、(3) 東大和市における課題の原稿です。

コロナ禍なので難しい点が多々あるが、高齢者自身が理解し思考力の向上が図れるようにするこ

と。

○「ボランティア活動」推進事業

- ・ボランティア活動を介して、相互間コミュニケーションと社会参加を図る
- ・核家族時代の昨今、「地域（市民）のシニアがシニアを支える」を、安全かつ明朗に実施する
緑のボランティアのパークガーデンのようなボランティア活動は、自分も楽しみ、他人に喜ばれる活動の一石二鳥の輪を広げる。社協の協力員の一人になり、支える、発展させる等で社会参加を促す。

○健康づくりの推進

東大和市の高齢化率は、令和2年度に27%超え、高齢化に伴う様々な課題が生じています。高齢者の方に少しでも長く元気に暮らしていただけるようにと、介護予防の事業が取り組まれているが、各種の活動や健康寿命を延ばす行動等のPR不足の様に思われる。活動やサービスの周知と奮起を促す必要性を感じる。

○交流の場・居場所づくり

地域交流の場であるサロン（高齢者サロン）や緑のボランティアは地域住民が主体となって運営・参加呼びかけを行っている誰でもが参加できる地域交流の場です。自治会の存続や活動が激減している昨今、身近な所での集まりを、協力員の負担を極力抑え実施できることが望ましい。

新型コロナウイルス感染症感染拡大により、IT時代に突入し、大きく変貌しようとしているだけに、時代の変化についていけないシニア層に注視し対策を図る。

○地域福祉の担い手づくり

「安心して子育てできる地域」「高齢者が落ち着いて暮らせる地域」にするために、地域の活性化が必要とし、住民参加型の地域活動を企画、更に地域の課題を自分たちの手で解決したいという同じ志を持つ地域住民・企業・専門職など様々な立場の人々に協力を促し、社協とともに「地域の担い手」となってもらうための、人材の育成・養成の推進に努めているとのこと。

○サロン活動推進事業

体操やサロンに参加意欲を持たせる為の思索

- ・「東大和元気ゆうゆうポイント事業」…参加するとポイントが貯まる
- ・ボランティア活動に取り組む…「介護支援いきいき活動」等の推進
- ・多くの高齢者の健康づくりに活用されるよう事業の推進に努めている
- ・見守り活動
- ・シニアクラブ

○ボランティア活動の支援

地域の支え合いを推進していく上では、ボランティアの力を必要とする場面が多くみられますが、年々ボランティア活動者は減少してきているという課題があります。ボランティアの中核機関となる、「ボランティア・市民活動センター」では、事業の充実及びボランティアの活性化を図っているとのこと。更なる、ボランティア団体やNPO法人とのつながりづくりや支援を進めていくとのことです。

最後に、「(4) 提言」の原稿です。

○交流の場・居場所づくり

- ・地域福祉の担い手づくり、情報発信とキャッチ確認

ライフスタイルが多様化した今日、自治会の減少や入会率の低下が増え、近隣での助け合いや

自治会活動を通じての、地域の繋がりが薄くなっている。核家族化当たり前に伴い、高齢者は独居高齢者と老夫婦のみの世帯、共働き世帯の増加で、子どもだけで過ごす時間が増加の傾向にあります。「安心して子育てできる地域」「高齢者が落ち着いて暮らせる地域」にするためには、地域の活性化が必要です。住民の地域活動参加、地域の課題を自分たちの手で探す。そして多方面の人々に協力を求められる環境づくりが必要かと思う。そうすることで「地域の担い手」を発掘していけるのではないだろうか。外に一步出ることには意義がある。少人数でのサロン活動できる要素を持てれば一步外に出るだけでも社会参加につながる。高齢化から超高齢化に進む中、居場所づくりの細分化が要求される。人は弱いもので、助けを求めたくても声を発せられないでいる人も多い。変なプライドや見栄がそうさせるのかもしれないが、救いの手を待っていることも確かです。簡単に止まれる「止まり木」が欲しい。「止まり木」は、身近なところに…。場所と人と気持ちのゆとりなのだろうと考える。コロナ禍、全てが大きく変わろうとしている中で、流れに取り残されないための支援策を図って欲しい。

その他、載せている表は、市内の高齢者人口、65歳以上の単身世帯数、高齢化率等の表です。いずれの表からもわかるとおり、市内においても、高齢者が今後も増加していくことが予想されているということ表現したいと思います。私からの説明は以上です。

○荒川議長 委員の皆様から気づいたことがあれば発言していただきたいと思います。「地域交流の場であるサロン（高齢者サロン）」と記載されていますが、サロンは高齢者だけを対象にしているものではありません。むしろ、高齢者の参加が多いサロンに若い人が参加することは大変良いことだと思います。「(高齢者サロン)」という表現は削除した方が良いと思います。

○大月副議長 実際の参加者の多くは高齢者で、内容も高齢者向けになっているものが多いですが、確かに若い参加者が多いサロンもありますので、削除したいと思います。今回は素案であり、削除や追加など、ここから修正を加えていきたいと思っています。ボランティアが活動しているパークガーデン事業については、市内に23か所あり、ボランティア登録者数は約220人もいらっしゃいます。実際の活動者数は少なく、市の環境課が手入れをしているところもあるようですが、こうした活動についても触れられるとよいと考えています。

○荒川議長 多岐にわたる分野ですから、まとめる作業は大変だと思いますが、よろしくお願いします。それでは、全体を通して、又は自分の担当部分について、皆さんに確認したいことがありましたら発言してください。無いようですので、議題（2）は終了したいと思います。

議題（3）「その他」

○荒川議長 それでは、議題（3）「その他」を議題といたします。事務局よりお願いします。

○関口主事 11月11日に開催される予定の第52回関東甲信越静社会教育研究大会東京大会の参加につきましては、昨日の起草委員会に参加された方で、対象の方に集合時間や当日のスケジュールをご連絡しましたので、本日は省略いたします。また、提言の原稿のとりまとめにつきましても、昨日の起草委員会において、委員の皆様から事務局へ随時提出いただき議長へ報告するという事で調整させていただきました。提言書の形になったものを、次回の会議で読み合わせ、必要があれば起草委員会を追加で設けるとい流れにさせていただきたいと思います。原稿の提出をお待ちしております。

○荒川議長 ありがとうございます。それでは、最後に大月副議長からまとめをお願いします。

○大月副議長 今日は、令和2年度の社会教育部の決算報告がありました。また、提言の原稿についても話し合うことができました。提言書の大筋の骨格は固まってきたと思いますので、今後の会議で更に

中身を詰めて、中身の濃い提言書にしていきたいと思います。

○荒川議長 それでは、第6回東大和市社会教育委員会議を終了します。次回の会議は、令和3年11月16日（火）です。ありがとうございました。